

DV加害行為・加害者対策について

中村正（立命館大学）

内閣府/第122回「女性に対する暴力に関する専門調査会」

2023年5月23日（火）

主な論点と附帯決議へのコメント

①DV加害行為・加害者対策の体系化

②男性相談体制を軸として暴力から離脱するシステム構築へ

③精神的暴力と加害行為・加害者対策

①DV加害行為・加害者対策の体系化

プログラムは用意できるがシステム構築がないと機能せず＝安全・安心の地域健康づくり政策、心理的に安全な家族形成の政策としても位置付ける

ゼロ次防止：手の届く情報・知識/心理的な安全・安心

・地域や環境そのものが暴力不寛容に
・精神的暴力についての啓発
・被害も加害も男性性ジェンダー問題を視野に

一次防止：加害相談体制・男性被害の相談（ソーシャルセラピー）

原因の排除
やリスク低減への敷居の低い機会提供

二次防止：要介入：加害者プログラム推奨

拡大家族の活用・友人/同僚の役割

三次防止：保護命令・退去命令・刑事事件[👉]社会内・刑務所内暴力離脱プログラム受講命令・再発防止

層をなす加害対策

加害者個人への焦点化と加害性＝精神的暴力や被害の理解を広く視野に入れるべきこと
例：マイクロアグレッション

② 男性相談体制を軸として暴力から離脱するシステム構築へ

加害者更生相談も含む男性相談は多様な主訴を含んでいる。沈黙させられがちな男性被害者の背後にあるジェンダー作用や家族システム、自分も被害者だという加害者も含むことになる。被害が加害に展開していく過程に男性性ジェンダー作用があり、その悪循環を断つ役割もある。男性問題相談はこれまでの被害者相談の理論だけでは通用しない面があるので、独自の暴力発現の「機微と機制」を踏まえた研修と実践が必要となる。加害者の更生と被害者支援を地域社会において実現させるには、要保護児童対策地域協議会とDV対策地域協議会の連携は当然のこととして、それ以外にも、現行の男性相談体制の機能再編、加害者プログラムに関する組織や団体との連携、ソーシャルワーカーをとおした多機関連携の実現、オンラインも活用した加害者への伴走などの組織行動を可能にするシステム構築が必要である。加害者プログラムが単体で脱暴力を可能にするわけではない。問題解決の手段、支配とコントロールの手段としての暴力をゼロにする、安全・安心の地域社会形成の一環に位置づけられるべきである。

③精神的暴力と加害行為・加害者対策

「モラルハラスメント」という言葉で精神的暴力を自覚する男性は多くなってきた。しかし、被害性や被害者理解は弱い。さらに被害者や家族全体の心理的健康や安全に配慮すること、自らの日常行動への落とし込みはできていない。暴力の定義を広げたので、精神的暴力からの離脱にはさらに時間がかかるし、ひとりではできない課題となる。特に、ケアレスマン（セルフケアでさえも十分ではない）とも言われる男性は、心身への暴力の傷について理解する概念・思考が育まれていないこと、さらに保護命令以前の状態であることも多く、また、同居継続や、別居しながら子育てに関与する男性が多いこともあり、地域社会での加害者プログラム実施には人材と財政とシステム構築が必要である。精神的暴力は子どもにも悪影響となることの啓発は更生への動機づけとなることが多い。脱暴力へのケースワークが機能するようなシステム作りはまず着手すべき点である。暴力の連鎖の切断にもなる。

今次改正、両院附帯決議ならびに令和4年度までの調査研究事業を踏まえたDV加害・加害者対策への意見

- ①試行実施から本格実施への移行期と位置付ける（次回改正まで）
 - ②各地のDV基本計画に加害者対策を組み込み地域での実施促進
 - ③地方公共団体の責務の増大と支援（財政と人材）
 - ④加害者プログラムの実施の工夫（オンライン活用も視野に入れる）
 - ⑤多様な加害行為を想定し、プログラムを組むべきこと
 - ⑥加害者プログラム実施団体のネットワーク化への側面支援
 - ⑦被害・加害の双方から男性相談事業実施の工夫と加害者対策
 - ⑧子ども虐待事案はDV加害者対策との一体化が可能
 - ⑨対人暴力加害をなくすための「DV加害・加害者対策」体系化の取り組み
- 👉 以下、衆議院の附帯決議に即して加害対応の見地からコメントしてあります。
時間がないのでお読みください。

一 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。

精神的暴力を加害者プログラムの対象としてどのように組み込むべきなのかについて検討することになる。わかりにくい精神的暴力もある。とくに保護命令にまでいたらない段階での暴力が多い。非対称な関係性や地位を利用した暴力の特性について、例えば、イギリスのCoercive Control（孤立させる、辱める、罵る、時間を統制するなど）におけるDV定義で例示されているような事例をもとに、制限的に、狭く定義しないことが重要である。

二 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。

マインドコントロール、マイクロアグレッション、グルーミング、ガスライティング、ストックホルムシンドローム、モラルハラスメントなどとして精神的暴力を説明する概念が豊富になっている。身体的暴力を正当化する機能、被害者非難、無価値化も含んでおり、危険な概念として作用することもあり、社会啓発をすべきである。被害を拡大することもある。家庭内における心理的安全をとおした健康の確保という意味もあり、アタッチメントの歪み、多様な境界侵犯も含めて生起する。精神的心理的コントロールについて、相談員や警察への研修課題への反映や事例にもとづく社会啓発を繰り返していくことになる。子どもの人間観形成にも否定的に影響する。

三 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。

異性カップルの男性が被害者となる場合の困難もある。同性カップルの場合の被害男性も同じである。男性被害者の場合、保護命令申請まで至ることは至難であるし、そもそも相談に至らないことが多い。生きづらさを対象にした男性相談体制はあるが、さらに焦点を定めた相談体制の構築が必要である。これは男性の性被害相談、パワーハラスメント被害相談、体罰を受けていることの相談など、何らかの被暴力相談の必要性とも通底する課題である。また、男性性ジェンダー作用が援助要請を困難にする。女性被害者をもとにして蓄積されてきた相談理論では通用しない面もあり、事例をもとにした調査研究が必要である。当面、暴力被害についての男性相談体制を構築すべきである。夜間相談、オンライン相談も効果がある。

四 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約十二日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てをちゅうちょすることのないよう、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。

さしあたり別居を選択しながら関係を維持し（離婚を選択せず）、加害者プログラムに通う男性がかなり存在している。プログラム実施者は、被害者の安全を確保する努力を加害者に要請しながらプログラムを運営することになる。保護命令の申し立てのちゅうちょの背景は複雑である。発出までの時間短縮とともに、保護命令期間中はもとより、発出前後における被害者の安全確保のための制度としても加害者プログラム実施が必要となる。

五 被害者が配偶者からの暴力（DV）を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としていることが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。

加害者が住居を移すことを自助的な自衛として実施しているプログラム参加者が多い。加害男性が実家で生活をする、マンスリールームで暮らすなどの選択が多い。さらにその間、相談者として自らの拡大家族が活用されていることもある。拡大家族による暴力抑制は、家父長制による抑止という面もあるが、短期的には奏功していることがある。子どもがいる場合、直接の虐待がなくとも悪影響はあるので、加害男性が家を出る機能が選択される。加害者の拡大家族の活用による暴力抑制について、子ども虐待と重なる場合は児童相談所の指導という事案もある。

六 保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。

男性の同性カップルが暴力加害を主訴に相談にくることがある。彼はDV加害男性問題相談の枠のなかでたどり着く。男性性ジェンダー力動の把握が必要なので、加害者相談員の研修課題にしている。公的な配偶者暴力相談においては男女間暴力を前提にした被害者支援と加害者更生の枠になっていることが主流となっているので、LGBTQの当事者団体と連携しつつ男性相談は被害と加害の双方に対応することも必要だろう。

七 DVの防止に資するため、DVを受けている者を発見した者がその旨を通報する努力義務について十分に周知すること。

暴力に不寛容になる市民社会の意識と行動を高め、通報を可能にすることが前提である。特に多くの家庭で散見される精神的暴力を発見することは日常的だともいえ、それを軽視せずに、かつ的確に見極める力のあ
る地域社会にするには、ハラスメント、体罰、いじめなどあらゆる暴力に敏感であるべきだともいえる。暴力離脱について、友人・同僚・隣人としての役割が大きくなる。良識ある友人として適切にアドバイスできるように、特に精神的心理的暴力についても理解を促し、相談制度につなげていくことのできる力を身につける社会啓発を学校教育、家庭教育、社会教育のあらゆる場面ですべきだろう。

八 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。

九 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。

十 保護命令の申立てに関する手続のIT化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。

十一 DVの被害を受けた女性の約四割、男性の約六割は誰にも相談しなかったとの調査結果も踏まえ、被害者が女性の場合のみならず、被害者が男性の場合や同性カップル間の暴力も含め、DV被害者が相談しやすい体制を整備すること。

現在、男性性ジェンダー問題の視点を踏まえた男性相談体制を実施している自治体がある。男性性ジェンダー作用は、男性が援助要請行動をしにくいように作用することもあり、男性の被害相談は敷居が高い。なかでも被害体験（被虐体験）は不可視化され、潜在化され、男らしさを強調する克己の契機としても意味づけられることも多く、さらに加害へと転じていく回路もあることへの理解が不可欠である。いきなり専門的な部署へと相談はしないので、まずは身近に相談できる友人・同僚・隣人の暴力への理解を促進することとする。相談者の心理的安全を確保する研修・啓発を実施する。男性相談体制の機能強化と再編が求められる。アウトリーチやコミュニティ・企業・組織に働きかけるソーシャルセラピー、ソーシャルワーク的な相談を強化すべきである。

十二 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う婦人相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。

女性相談の専門性の資質向上のためにも、被害者相談員は加害者プログラムの内容を理解する必要がある。被害者支援の一環としての位置づけのもとにあることの理解はもとより、被害者が過剰な期待を加害者プログラムにもつことのないようにするためにも被害者支援相談と加害者更生は連携しあう必要がある。また、加害者プログラムに携わる相談員が、被害者支援団体での研修を行うなどの工夫をすでに行っているため、民間団体への財政支援も不可欠である。

十三 DVの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接近禁止命令により保護が可能なことについて、一層の周知徹底に努めること。

暴力から離脱のための取り組み全般にかかわり、加害者の拡大家族と友人・同僚は重要な社会資源となり、脱暴力のためのエコマップに組み込むことが可能である。この項目は被害者についての記述なので、加害者の拡大家族、友人・同僚は、暴力離脱に果たす役割もあることや、場合によっては被害者の拡大家族や友人も暴力離脱に役立つ事例もある。また、保護命令にまで至らない事案では、成年の子による、「娘命令・息子命令」で加害者プログラムに参加する人が少なからず存在している。保護命令以前の加害者の行動特性を理解するという複眼的な視点が必要である。

十四 DVと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びDVが子供の成長や心理に与える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。

主たる虐待親が父親である場合、母子への支援が子どもの成長には必要となる。DVがなくても母親にとっては親子分離そのものが暴力性をもつ。子どもだけが分離され、場合によっては母親もコントロールされており、何もできない無力感をもつこともある。子どもの発達のためにも母子の家族再統合や男性からの脱コントロール化をすすめることや、父親を住んでいるところから実家など別のところに離すこともありうる。被害者が逃げなくてもよいようにし、母子関係の回復を図ることもDV加害者対策や子ども虐待による分離後の成長保障となりうる事案がある。特に男親対策プログラムとDV加害者プログラムを交差させると役立つ事案がある。

十五 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するDV防止のための教育について記載するよう努めること。

すでに加害者プログラムはある。調査研究事業で試行実施をしてくださった団体である。さらに以下はすでに自治体と連携したこの十五に関するものである。

事例1：先例として自治体が主体的に加害者プログラム実施。京都府委託事業（立命館大学人間科学研究所臨床社会学プロジェクトが受託して社会実装）

事例2：子ども虐待対策とかかわり後景になりがちだった男親対策を実施：大阪市・大阪府・堺市と立命館大学人間科学研究所臨床社会学プロジェクトとの連携事業＝男親塾